平成２３年（フ）第４９号
福岡県京都郡苅田町若久町３丁目６番地15
県営住宅２棟303号
債務者　杉本　勝則
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
福岡県行橋市中央２丁目９番16号　石田憲一郎方
債務者　石田　和彦
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
茨城県土浦市都和１丁目12番17号
債務者　野口　征克
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１２号
愛知県小牧市常普請１丁目187番地１、住民票上の住所名古屋市中村区中島町３丁目51番地　オーラム中島202号
債務者　樽谷こずえ
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４９号
名古屋市名東区本郷３丁目113番地　ブライト本郷308号
債務者　髙橋　宏彰
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５７号
名古屋市緑区鳴海町字赤塚98番地　赤塚ハイツ201号
債務者　吉田銘木店こと　恒松　雅之
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７５号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字鷺池83番地の42
債務者　池田　由子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２２号
名古屋市名東区本郷３丁目116番地メーゾン太平403号
債務者　荒木　容子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２３号
愛知県知多市八幡字東水代63番地の１
債務者　和田タヨ子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８３号
愛知県半田市花園町５丁目１番地の８　サンライズ花園Ｃ棟102号
債務者　加藤　　晃（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５３４号
愛知県海部郡蟹江町錦２丁目152番地　豊マンション301、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町錦２丁目152番地
債務者　カメマツ設計こと　亀松　英男
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９０号
高知市高埴１番８号　高埴ハイツ１号
債務者　大﨑　拓也
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９４号
高知市長浜1642番地１　プリムローズＢ202
債務者　大野　倫典
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９７号
高知市桜井町１丁目10番12号
債務者　横田　重和
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０１号
高知市はりまや町３丁目21番14号
債務者　友村　奈保
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１８号
高知県香南市赤岡町2299番地１
債務者　増井　克巳
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４７号
仙台市宮城野区東仙台６丁目11番８号
債務者　栗井　良和
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係